

子どもたちを携帯電話によるインターネット被害から守ろう！

6月、7月はキャンペーンを実施します

西宮市教育委員会

子どもたちへの急速な携帯電話、パソコンの普及により、「ネットいじめ」などネット利用に係る有害情報をめぐる事件やトラブルは、時には生命の危険にまで及ぶ痛ましい事件を引き起こし、大きな社会問題となっています。

★家族みんなで気をつけましょう★

子どもたちの周りにはこんな問題や危険があります。

- ◆悪質な誹謗中傷の書き込み(学校裏サイト)
- ◆自殺サイト
- ◆出会い系サイト
- ◆有害画像・アダルトサイト
- ◆個人情報の公開(プロフィール、ブログ)
- ◆架空請求・詐欺
- ◆ネットゲーム(モバイルゲーム)で犯罪

人と人が向き合うことなく他者を誹謗中傷するなど、愛情や思いやりなど出会いの希薄な社会が、子どもたちの心の育ちにアンバランスを生んでいるように思えます。

教育委員会では、子どもたちをインターネットの被害から守るためには、子どもたちが「人と人が向き合い、ふれ合う直接的なコミュニケーション」から人の表情や感情に接することの楽しさを感じることを通して「生きる力」を養う基本を身につけていくことが大切と考えています。

そのためには、子どもたちに、自らの目標に向かって挑戦する活動や異なる世代との交流活動などに参加できる環境を整えてやる必要があります。

子どもたちの志の芽生えを促し、志を支える温かい人間愛のもとで、目標を持ち希望と勇気を持ってやりぬく強い意志を育てていくことが大切と考えています。

平成21年度は、学校教育部、社会教育部の関係課が連携し、「子どもたちを携帯電話による被害から守ろう」をテーマにキャンペーンを実施します。

キャンペーン期間の取り組み(6月、7月)

- ◎保護者を中心に幅広く市民に周知を行います
- ◆学校における情報モラルに関する指導の充実
- ◆学校だよりや啓発紙「ニュースレター・家族の絆」特集号(6月発行)などによる啓発
- ◆公民館での講座の開催
- キャンペーンは10月、11月にも行います。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」って何？

国は、ネットの有害情報から青少年を守ることを目的とした、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(通称：青少年ネット規制法)を定めました。

この法律は、子どもたちが、安全に安心してインターネットを利用できるようにすることを目的として、

- ① 青少年にインターネットを適切に活用する能力を習得させる。
- ② フィルタリングの普及促進などにより青少年の有害情報の閲覧機会を最小化する
- ③ 民間の関係者の自主的・主体的な取組みを政府が支援する

ことを基本としてインターネット関係事業者に義務などを課すとともに、保護者や、インターネットの利用者みんなで、子どもを有害情報から守る取組みを求めています。

平成21年4月1日施行

「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」調査結果(速報)の概要

平成21年2月25日

文部科学省生涯学習政策局

無作為抽出した学校を対象として、調査票を郵送・回収。

児童生徒と保護者に対しては、学校経由で調査票を配布・回収。

＜調査対象＞

- ・ 全国の小学6年生、中学2年生、高校2年生（合計：16,893人、回収率：61.8%）
- ・ 当該児童生徒の保護者（合計：16,893人、回収率：56.4%）
- ・ 全国の小・中・高等学校（合計：5,000校、回収率：43.5%）

＜調査期間＞ 平成20年11月21日～平成20年12月15日

◆携帯電話を持った理由	小学6年生	中学2年生	高校2年生
保護者から勧められた	46.7%	29.6%	23.2%
塾や習い事を始めたから	41.4%	31.7%	12.8%
友達が持っているから	14.7%	38.4%	44.6%
生活が楽しくなると思ったから	9.3%	24.5%	36.0%
◆子どもの携帯電話の利用目的	小学6年生	中学2年生	高校2年生
メールのやり取りをする	25.0%	49.0%	90.5%
音楽などのダウンロード	9.7%	31.2%	70.2%
他人のプロフやブログを見る	0.9%	17.2%	63.3%
他人のプロフやブログに書き込みをする	0.4%	13.8%	52.6%
自分のプロフを公開する	0.3%	7.9%	40.1%
自分のブログを公開する	0.2%	6.8%	35.5%
◆保護者が認識する子どもの携帯電話の利用目的	小学6年生	中学2年生	高校2年生
メールのやり取りをする	30.6%	51.7%	92.2%
音楽などのダウンロード	10.4%	27.5%	65.4%
他人のプロフやブログを見る	1.1%	10.9%	38.2%
他人のプロフやブログに書き込みをする	0.6%	6.7%	23.6%
自分のプロフを公開する	0.3%	4.2%	13.7%
自分のブログを公開する	0.3%	4.0%	14.7%

- 子どもと携帯電話の出会いには、小学6年生の46.7%が保護者から勧められたと回答していることから保護者のかかわりが大きいことがわかります。
- 子どもの携帯電話の利用目的については、メールや音楽のダウンロードなどは子どもの利用実態と保護者の認識が似通っていますが、子どもが自分のプロフやブログを公開している実態について、保護者はあまり認識していない。
- 学年が上がるにつれて、「オンラインゲーム」「ネットでの買い物」「有害サイトへのアクセス」など利用の範囲が広がっています。

【知っておこう】

プロフって何？：主に携帯電話で利用されている、自分のプロフィールのページを作成できるサービスのことである。「プロフ」とは「プロフィール」の略。

ブログって何？：個人や数人のグループで運営され、日々更新される日記的なWebサイトの総称。意見を表明したり、他のサイトの著者と議論したりする形式が多い。

チェーンメール：不幸の手紙のように、不特定多数の人々の間を増殖しながら転送されていくことを目的として電子メールのこと。

◆携帯電話やパソコンの危険性に関する学習経験 =子ども=	小学6年生	中学2年生	高校2年生
学校で教えてもらった	52.8%	79.9%	78.4%
保護者から教えてもらった	46.3%	31.3%	15.5%
テレビや本・雑誌などで知った	27.8%	23.1%	27.8%
◆携帯電話やパソコンの危険性に関する学習経験 =保護者=	小学6年生	中学2年生	高校2年生
テレビや本・雑誌などで知った	58.2%	54.6%	54.6%
学校の保護者会やPTAの会合などで説明を受けた	24.0%	33.4%	34.9%
学校だより等の記載で知った	25.8%	39.6%	34.6%
学校で配布された啓発資料で知った	25.4%	33.5%	29.1%


- 携帯電話やパソコンの危険性に関する学習経験では、子どもは「学校で教えてもらった」が一番多く、次は、小学生では保護者からが、高2では「テレビや本・雑誌から」と年齢が上がるにつれて情報を得る範囲が広がっています。
- 一方、保護者は「テレビや本・雑誌から」が小6、中2、高2の全てで半数を超えていますが、「学校の保護者会やPTAの会合」、「学校だより」、「学校で配布された啓発資料」で知ったが、24%から39.6%と高い数値であり、有効な情報源となっていることがわかります。

携帯電話にかかわる問題に注意

本調査によると、携帯電話にかかわる問題(トラブル)について、携帯電話を持っている中学2年生では、「チェーンメールを送られた」(60.4%)に達するなど、学年が上がるにつれて「チェーンメールを送られた」「広告など迷惑メールがたびたび送られてきた」を中心に、トラブルが増加しています。中には、「知らない人から電話がきた」(小学生)「勝手に出会い系に登録された。」(中学生)といったものがあつたと報告されています。

こうした問題を誰に相談したかの問いには、小学6年生では「保護者に相談した」(54.8%)が一番多く、ついで「友達に相談した」(23.8%)です。ただ、「誰にも相談しなかった」(18.1%)が第3位の回答でした。高校2年生になると「誰にも相談しなかった」(41.8%)となり小学6年生と比べ逆転した形になっています。

子どもの携帯電話使用に関して、もっと保護者の関心が向けられることが大切です。



西宮の情報モラル教育

≪ネットトラブルの特徴≫

- ・有害情報は時間や場所に関係なく届きます。しかも相手が誰かわかりません。
- ・一度出た情報は一瞬にして拡がり、二度と戻ってきません

学校

～全教育活動を通して指導する～

- ①各教科
- ②道徳
- ③特別活動
- ④総合的な学習の時間(小)
- ⑤技術科(中)
- ⑥情報科(高)

情報社会に
参画する態度や
実践力を育成する

人間尊重

教育委員会

- ・情報モラル指導資料を提供する(学習情報「いすみ」)
- ①個人情報
- ②メールの約束
- ③著作権
- ・有害情報のフィルタリングを行う(安心安全な教育情報の提供)
- ・チャレンジサポーターによる情報モラル教育の学習支援を行う
- ・情報担当者研修等を実施する

研究・研修

小教研情報部会 情報モラルに関する研究授業を実践する
中教研技術部会

家庭

- ・公共の精神や基本的なマナーを育む
- ・パソコンや携帯電話の利用について、家庭のルールを決める

まずは自分で守るダメなときはすぐに
おうちの人や先生に相談しよう

困ったときには、保護者や先生に相談を!

保護者のみなさんへ

こんな時、どうするの??

Q1 知らない人から脅迫メールや振り込めメールが来た!!

利用していない料金については、支払う必要はありません。すぐに振り込まず、まず考えましょう。詐欺である可能性があります。脅迫メールは無視し、警察に相談しましょう。

Q2 子どもが他人の悪口などをインターネットに書き込んでいた!!

悪口を書き込むと、どういう状況になるか、どういう危険性があるかを説明し、今後は書き込まないように指導しましょう。知らぬ間に犯罪に発展する危険性があります。

(チャット、学校裏サイト、自殺サイト…)

Q3 ケータイでサイトを見ていると

メールアドレスなどの個人情報の登録画面が出てきた!!

個人情報は絶対に書き込まないでください。その他、懸賞サイトや占いサイトなど、安全と思っているサイトにも注意が必要です。知らないうちに出会い系サイトへ登録している場合があります。

トラブルに巻き込まれたときの相談窓口

★西宮市教育委員会青少年相談室

TEL.0798-22-8080

★兵庫県警察本部生活安全企画課サイバー犯罪対策室

TEL.078-341-7441

★兵庫県警察本部少年育成課少年相談室「ヤングトーク」

TEL.0120-786-109

FAX.078-351-7829

◆◆◆ 青少年愛護条例が改正されました ◆◆◆

兵庫県の青少年愛護条例は、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から未来を担う青少年を保護しようとするものです。

主な
改正内容

(施行日:平成21年7月1日)

※インターネット上の有害情報からの青少年の保護関係

○保護者の義務

- ・パソコン、携帯電話等を適切に管理して、青少年が有害情報を閲覧しないようにしなければいけません。
- ・インターネットの利用に伴う危険性等について認識し、青少年の健全な判断能力の育成を図らなければいけません。
- ・青少年が使用する携帯電話インターネットの契約に当たり、正当な理由があれば、携帯電話会社に対し、フィルタリング・サービスを利用しない申出をすることができますが、その際には、正当な理由を記載した書面を携帯電話会社に提出しなければいけません。